

# 玄海プルサーマル裁判ニュース

No.16  
発行日：2015.3.1



発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎  
編集者：玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美  
〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14  
TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com  
URL：http://saga-genkai.jimdo.com/  
Facebook：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu  
Twitter：@sagakarakaeru

ただいま  
進行中!→

被告：  
九州電力  
被告：国

玄海原発 3号機 MOX 燃料使用差止裁判  
玄海 2・3号機再稼働差止仮処分 玄海 1～4号機運転差止裁判  
玄海 3・4号機運転停止命令義務付請求裁判

## 玄海原発MOX燃料使用差止裁判、判決!

日本初のプルサーマル運転が強行された玄海原発 3号機。危険な MOX 燃料使用差止裁判の判決が出ます。私達の命と未来がかかっています。歴史的瞬間をともに迎えよう!



1月17日 『判決勝利へ向けて!』福岡集会

3月20日 (金) 15時  
佐賀地方裁判所

13:30 一般傍聴抽選券配布開始 (予定)  
14:00 ~地裁前アピール行動  
14:30 入廷  
15:00 判決  
16:00 記者会見・報告集会  
場所：アバンセ (佐賀市天神 3-2-11)

2010年8月9日提訴

4年半にわたる裁判—科学的な質疑

- 口頭弁論 14回
- 弁論準備 (質疑応答) 3時間×3回
- 証人尋問 5時間

### 判決の焦点

#### 1. MOX 燃料とウラン燃料の挙動は「違う」! ~ギャップ再開問題

燃料棒ペレットと被覆管の間にあるわずかな隙間 (ギャップ)。燃焼が進むと密着するが、さらに燃焼が進むと、MOX 燃料では隙間が再び開き (ギャップ再開)、メルトダウンする可能性がある。運転終了期日より前の期間で、MOX 燃料での運転を禁止しなければならない。

MOX とウランとの挙動 (ペレット膨張率) が違うと裁判所が認めるか。

#### 2. 使用済 MOX 燃料の行き場はない!

燃料プールで冷却しておく期間がウランなら数年だが MOX では 100 年近く。九電が存続しているかどうか分からないほどの超長期にわたって安全に管理できるのか。搬出先が決まっていないことが法的違反だと判断されれば、使用済 MOX だけでなく使用済ウランにも波及。

#### 3. 事業者には情報を開示し、安全性を立証する責任がある!

安全にかかわる情報を「商業機密」として情報非公開を続ける被告九電に対して、裁判所はどう判断を下すか。

この裁判に勝って  
プルサーマルをSTOP!  
再稼働にNO!  
核燃料サイクルもSTOP!

MOX 燃料とウラン燃料の挙動の違いが認められれば (同等性の崩れ) は、再稼働が狙われる高浜原発 3号機、伊方原発 3号機、玄海原発 3号機など全国のプルサーマル発電の基盤を揺るがすこととなります。さらに、破たんしている核燃料サイクルの復活を止めることにつながります。

2006年2月、超危険な MOX 燃料を使ったプルサーマル発電に対して佐賀県知事が「安全宣言」。「命と自然を守るため」「普通の生活を取り戻すため」に市民が立ち上がりました。その延長線上に 2010年8月9日、九州電力を被告として MOX 燃料使用差止を求めて佐賀地裁に提訴しました。

爆発した福島原発 3号機もプルサーマルでした。加害者東京電力はプルサーマル導入を急いだゆえに「津波対策」を怠った事実も明らかになりました。

プルサーマルが日本で最初に始められてしまった玄海の地で、負けるわけにはいきません。なんとしても、勝利しなければなりません。

そのためには、世論の後押しがいっそう必要です。3月20日はぜひ佐賀地裁へ傍聴にかけつけてください!ご支援とご注目をお願いします。

今を生きる大人の責務として、「原発のない社会」の実現に向けて、ともに一歩前進しましょう。

# MOX、いよいよ判決！九電・国相手の他の3つの裁判も論戦は佳境に！1月16日公判報告

裁判の会副代表 荒川 謙一

## 1. 〈MOX 燃料使用差止請求事件〉第14回公判・結審（追加弁論/対・九電）11:45～

このMOX裁判は、2014年9月19日結審する予定でした。しかし、被告九州電力がこの結審日当日に提出してきた書面は、イタチの最後っ屁かのように言い放つ、裁判官に印象付けるために意図的に企てられたもののように感じました。その内容は前号のニュースでも書いたように主旨を概ねまとめますと、「原告の言うようには、冷却水の存在によって燃料被覆管の温度が上がらず、水-ジルコニウム反応は起こらない、故に、ギャップ再開から起こるとされる燃料被覆管の溶融は有り得ない！」というような科学的物理学見地とは程遠い主張でした。

原告は今回の追加陳述で、被告九電の見解はある意味では素人的常識を述べているだけとおおよそ以下のとおり説明しています。「水-ジルコニウム反応とは、ペレット内の熱が被覆管に伝わり被覆管外表面の温度が僅か約30℃高まった段階から、膜沸騰状態への移行が起き、その結果、被覆管温度は急速に上昇し、被覆管外表面温度が900℃以上に高まって激しく起こり、わずか30分ほどで被覆管は融点に達することになることである。」これに対し、被告は何も最後の反論もできず、そのことを裁判官が確認して、原告が押し込んだ状態で改めて結審となりました。イタチの最後っ屁は、墓穴を掘るだけになったと言えるでしょう。4年半に亘った第一審はいよいよ、3月20日15時の判決を待つだけになりました。

被告は、この裁判の中で自分だけが持つ都合の悪

い見せたくないデータを企業秘密としながら、我々に対し「原告は、燃料溶融に関する過程や計算式などを明らかにしようとせず、事故可能性を立証できてない。」などと述べ、自分たちは原発事業者としてなすべき安全立証を全くしませんでした。「国の検査に合格したから安全は証明されています。」と言うだけで、14回の公判と合計9時間の争点整理ヒアリング（非公開）と証人尋問5時間を通じて、被告九電は、福島原発事故で崩れ去ってしまった原発の安全性を現在の技術ではとても守れないことを露呈したのです。故に、我々は、この裁判で全く負ける気がしない、負けるのは九電、と胸を張って言い切ることが出来るのです。

さあ、3月20日勝利に向けて、正義の判決が示されることを世論は期待していると表現するため、ぜひ、佐賀地裁へ足をお運びください！

## 2. 〈玄海原発（全4基）運転差止請求事件〉第11回公判（対・九電）14:00～

原告は、これまで1号機の脆性問題を追及し、3号機4号機の甘々の基準地震動の問題点の矛盾を述べてきました。そして、今回は、2号機の仮処分でも追及し続けている配管劣化問題を取り上げ、「玄海2号機の余剰抽出（水質調査用）配管に技術基準を大きく割り込むほどに深く（残肉厚1.5mm/必要厚4.5mm）、かつ長いひび割れ（90mm）が生じ、それが長年検出されずに放置され、念押しとしての検査によって偶然に発見されたという事実がある。検査制度のあり方に重大な疑問を呈したが、検査制度自体が改善されていない。同様の配管の劣化が、二次（補助給水）系配管などにも起こっている可能性が高いが、検査の頻度や実態に対する求釈明には何も具体的な回答が示されていない。」ことを主張しました。

加えて、耐震解析では、配管は新品同然であると仮定して耐震余裕が確かめられているに過ぎないこと、もし他にも分からない箇所での劣化によるひび割れが生じていれば耐震余裕など殆ど無くなっている可能性さえあって、このように現れたトラブルを重大事故に繋がることはないと言っている姿勢こそが、福島事故を起こしてしまったことを指摘し、燃料溶融が起きればどうなるかの機序を推測できる限り科学的に述べています。さらに、その結果で発生する汚染水処理対策も



1月16日 佐賀地裁前アピール

### No.15 CONTENTS

- 玄海原発 MOX 燃料使用差止裁判、判決！ ……1
- 裁判報告 荒川謙一 ……2
- 玄海 MOX 裁判・判決の意義を全国に広げよう 阪上武 ……5
- 法廷外の活動報告 永野浩二 ……6

- そこに生きる者としての怒りをベースに 井手一徳 ……8
- 〈判決を前に〉未知の作業の5年間 江口美知子 ……9
- 玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請 ……10
- お知らせ、編集後記 ……12





1月16日公判後記者会見にのぞむ弁護団と小山補佐人



冠木克彦弁護団長。公判のたびにポイントをわかりやすく解説していただきました

できず、住民が被る重大な被害を避けられないことまで鋭く言及しました。

一方、被告は、これまで津波基準は「武村式」で判定しながら、なぜ地震基準動は「入倉・三宅式」で判定するのか？原告が前々回に問い掛けた「耐震基準の問題」について、反論してきました。それによると、地震基準動における武村式評価は、特に断層長さの評価が不十分だとし、入倉・三宅式は信頼できると強く主張しています。しかし、ここで被告が入倉・三宅式によるレシビだけを考慮すれば十分であると頭から突っばねるのではなく、「武村式は不要である」ことを具体的に示そうとした姿勢は、原告にとって喜ぶべき事態なのです。我々と同じ土俵に乗ってきたことで、具体的な論争ができるようになったということです。

### 3. 〈玄海2号機3号機再稼動差止仮処分命令申立事件〉第14回審尋(対・九電) 14:15～

「2号機、3号機を絶対に動かすな！」緊急危険性を争っている仮処分も大詰めと言ったところです。債務者九電は、「債権者からはこれらの書面程度しか提出見込みがないのなら最後に反論して審尋を終了したい！」と言っていました。裁判所は「どの程度の地震の震度で2号機がどんな事故に結びつくか？その機序(メカニズム)を示せますか？」と原告に問い掛けてきました。我々は「事故の過程を詳細に説明することは、債務者の九電が必要なデータを隠している以上はできません。しかし、推論をもって一応機序を説明してみましょう！」と応じたというのが前回までの進捗でした。

今回我々は、約束通り、玄海2号機の配管ひび割れの実態と重大事故に繋がってゆく「燃料溶融後の機序」のあらましを述べました。これは、4基全部の運転停止を求めている本訴(もう一つの裁判)の中にも2号機が含まれているので、今回ほぼ同様な危険性を主張していますので、前項「2」を参照してください。

「燃料溶融後の機序」について大事な所は、設置許可基準規則55条の『発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損…に至った場合において、工場外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない』という箇所

です。これは、炉心溶融から原子炉格納容器破損に至った場合、放射性物質が施設外に拡散することを想定しているからです。債務者九電は2号機に関しても、裁判所に対策はしっかりやっていると答えていますが、想定している対策は炉心が溶けるに任せている上での対策であり、設置許可基準規則に違反しているのです。今回我々は、債権者らを含む住民が重大な事故を被ることは避けられないと結び、陳述を終えました。

この日の審尋に、九電は弁護団7人と6人の職員を参加させました。それは、裁判官に審尋を終了させてもらいたい！と迫るかような態度にも現れていましたし、会社の上の方から“終わらせ却下させてこい！”と命令を受け、“必ずや”と請け負ってきたのではと思わせる雰囲気さえ感じました。そこへ、債権者側が「次回は、新基準適合性に関して配管問題を主張します。」と申し出たので、債務者九電は慌てふためき「今さら新争点は止めて欲しい。」と、もうこれ以上やるのは無駄とばかりに必死で主張したのでした。我々弁護団の後ろから「求釈明に何も答えてない！」と小山補佐人の低い声が飛びました。この求釈明とは、「配管検査がどのように行われているのか？どの程度の頻度で行われているのか？最近の検査結果など具体的に回答を求む。」という内容です。しかし、九電は机上の解析を盾に「対策はやっている」とだけ言い、実はポイントを外して何も回答していません。さらに、何十年も経過した老朽化を考慮しなければならない配管が新品同様として計算されているのですから、玄海2号機のような《知らないうちに割れていた》という信じられないミスが検査漏れとして起こるのです。

裁判官は、それを感じてくれたのか！？「配管の耐震性について新基準適合などで安全性が確認されたという説明は債務者から回答するべきと考えます。」と意見が出されました。一気に場の雰囲気が変わりました。九電は、「配管に新基準はないです。基準地震動が新基準で変わると耐震性の基準が変わるが、基準地震動は540ガルで変わり無しで(620ガルに申請変更した筈だが)、福島事故後の点検も現在まで配管に関しては、やっていません。仕組みを説明するには一からとなるので、ほとんど本案訴訟と同じこととなります。」というようなことを主張しながら、ここでもう判断すべきだと言いたげに「保全計画で、全部の配



九電の驚きの発言も飛び出した審尋の様子

管は見れるはずじゃないじゃないですか。10年間に全体で25%できればいい方です。」と驚くような発言も飛び出しました。10年で25%ならば、40年寿命の原子炉は一生涯掛けて配管のチェックは一巡しかできないと口を滑らせてしまったのです。震災前の基準を盾にしなが、もう「the end」にしたいとばかり九電主任弁護士が唾を飛ばしながらの力説をしたのですが、裁判官に頑として「これでは終わらせられません。」と言われました。九電は「裁判所の要求する『福島事故後の審査基準の変化と点検について』は、すぐに出そうと思えばそれはできますが…」と、次第に歯切れが悪くなってゆくと、裁判長が「2号機だけでなく、3号機についても答えられますか？検討して欲しいです。」と締め括り、債権者には、「債務者による債権者主張の内容整理は、正しいと思われるかどうか？反論があればお願いします。」と、「次回に、回答します。」我々が答えて第14回の審尋はこんなやや荒れ模様の中で終了しました。

退席する際、九電グループ13人が肩を落とし不貞腐れたような態度が妙に可笑しく、これまでの中でも最も印象に深い審尋でした。まだまだ続きそうな感じで…、昔の映画館なら【乞う御期待】が出るところでしょうか？では、次回は5月15日です。

#### 4. 〈玄海3号機4号機運転停止命令義務付け請求事件〉第4回公判(対・国) 15:30～

この行政裁判は、国を相手にしたものです。3.11福島原発事故以降、今までの安全基準が通用しなくなってしまった故に、新しく安全を守るために生まれた組織が環境省の外局としての「原子力規制委員会」であり、その事務局が原子力規制庁であります。従来、原



被告(国)の代理人

発の推進と規制する部署が経済産業省や文科省や内閣府に併存してきた異常性から事故対応などを深く反省した上での組織変更であったはず。しかし、それは、やはり建前だけであり、今や本性を現わし、組織も人もそのルールも形骸化していると言わざるを得ません。今回の行政訴訟は、正にそれを追及するものであります。

まず、国の方が、我々の訴えを却下させるために本案前に主張してきたのが原告の不適格問題です。これは、原発事故の規模、住民被害、食物汚染、環境汚染、原因解明と対策など全てに対する過小評価の問題から始まっています。ICRP(国際放射線防護委員会)での原則である公衆の被曝基準は、1mSV/年を線量限度とする勧告にもかかわらず、国はIAEA(国際原子力機関)の避難が必要とする線量基準「7日間で100mSV」を持ち出してきて、放射性物質拡散シミュレーションに当てはめ、被害の範囲を決めていることです。しかも、1)この基準は、安全基準ではないこと。2)シミュレーションでの「97%値方式」が不当であること。3)シミュレーションでの「方位ごとの平均濃度」が不当であること。4)吸入・飲食物による内部被ばく、地上付着による外部被ばく、水源地の汚染などが無視されていること等々…のような過小評価をしているのです。

原告は、以上これらの点を主張して、原告を29.1km以遠は不適格とする原告らの市民の生命・健康に及ぶ影響を無視するような国の反論は全く不当であると強く述べました。勿論、科学的に理由と根拠たる数値を示して「原告適格」が認められると立証してみせました。また、この本案要件の立証責任の所在については、被告である国が引用する学説の解釈自体が間違いであり、伊方訴訟最高裁判決の言わんとすることは、被告である国がまずは玄海原発3、4号機の「設置許可基準規則や技術基準規則に定める安全上の基準を満たしていること」を根拠や証拠で示すこと、そのような主張立証責任は被告にあるのだということを述べ、圧倒したのであります。

裁判長は被告に「被告は原告のこの主張にまた反論しますか？」と尋ねました。すると、国の担当者は「この再反論は、放射能の影響など医学的知見を含みますので、着手はしていますが、提出は次のまた次の公判にしてください。」と答えました。そして、「次回には、新規基準についてだけ提出したい。」と続けたので、原告側から「その中では、基準地震動についてのこっちの主張である『武村式を使うべき』についても新たに反論を加えますか？」と問い掛けると、「それも含めて検討しています。」と応じ、第4回公判が終わりました。何とも国相手の行政裁判となると、〈勿体ぶる〉〈証拠資料を山のように添付してくる〉などの作戦がよく取られるそうで、企業弁護士と対戦する時とは、また違った大変さが我が原告弁護団にも降りかかってくるようです。

皆様、ご援助、激励など今後ともよろしくお願いします。



# 玄海 MOX 裁判・判決の意義を全国に広げよう

原子力規制を監視する市民の会 阪上 武

玄海MOX裁判の判決が3月20日に迫りました。原告・弁護団のみなさんに敬意を表するとともに、よい判決を期待したいと思います。大飯原発についての福井地裁の判決は、人の生存そのものに関わる権利を尊ぶ画期的なものでした。玄海 MOX 裁判では、正面切った安全論争が行われ、これに裁判所もほとんど付き合いました。その上での判決は、福井地裁の判決とは全く違った意味で画期的なものとなるのではないのでしょうか。

## 再稼働を止めて核燃料サイクル政策の復活を止めることに繋がる

いま、原子力規制委員会による審査が進み、再稼働が近いとされる原発のうち、玄海原発、高浜原発、伊方原発についてはプルサーマル運転をいきなり行う可能性があります。福島原発と同じ型である沸騰水型原発では、東電の柏崎刈羽原発の審査が先行していますが、その3号機のプールにはやはり MOX 燃料が浸かっています。

こうした炉の再稼働に際しては、国・電力会社は、プルサーマル運転を強行するのではないのでしょうか。というのも、プルサーマル運転には、核燃料サイクル政策の復活、その要となる六ヶ所再処理工場の復活がかかっているからです。逆に言えば、プルサーマル運転を止めることは、主要な原発の再稼働を止め、核燃料サイクル政策の復活を止めることに繋がります。裁判の争点の一つである、使用済 MOX 燃料の処理ができず、超長期にわたり、玄海原発に留め置かれる問題について疑義を唱える内容の判決であればなおさらです。

## 原子力規制委員会の審査のあり方について問い直される

また、この裁判の中心的な争点であるギャップ再開問題に関して、九電が主張するウラン燃料と MOX 燃料の安全上の同等性について疑義を唱える内容の判決であれば、それだけでも大きな意味をもつでしょう。その影響は、玄海原発のプルサーマルの是非に留まらず、全国の原発の再稼働の前提となる原子力規制委員会の審査に対する信頼性にまで及ぶと思われるからです。

プルサーマル運転の安全審査は、かつて、原子力安全委員会時代につくられた指針に基づいて行われました。そこでは、MOX 燃料が炉心の3分の1までであれば、安全上はウラン燃料だけの炉心と同等であることが前提とされました。

福島事故後はどうなったか、炉心が熔融するような重大事故にも対策をするという新規制基準がつけられ、それに基づいた適合性審査が行われました。MOX 燃料とウラン燃料では、重大事故に至る経過や条件も、その後の影響についても大きく異なるはずですが、ところが、原子力規制委員会は、MOX 燃料の使用については既に許可が出ているという理由で、新たな審査基



【阪上武さん】

原子力規制を監視する市民の会メンバーであり、福島老朽原発を考える会(フクロウの会)代表でもある阪上さんは、玄海 MOX 裁判支援集会の東京開催で尽力されるなど、当初から支えていただきました。1月17日の福岡集会でも反 MOX の全国的な運動の中での玄海 MOX 裁判の意義をお話いただきました。

準をつくりませんでした。相変わらず、MOX 燃料とウラン燃料は安全上は同等であるという前提に立っているのです。

判決において、MOX 燃料とウラン燃料の同等性が崩れたら、こうした審査の枠組みが崩れてしまいます。原子力規制委員会に対する信頼も失墜し、審査のあり方について根本的に問い直されることになるでしょう。その場合には、判決後すぐにも原子力規制委員会との交渉の場をもち、多くの人と判決の持つ意義について共有できればと思います。

## 判決の意義を全国に広げよう

15年ほど前に、最初のプルサーマル運転が問題になったときから、関電高浜原発、東電福島第一原発、東電柏崎刈羽原発、六ヶ所再処理工場、九電玄海原発...と、プルサーマルや再処理の予定が次から次へと現れるにしたがって、反対運動が繋がり、広がっていきました。いままた、画期的な内容が期待される玄海原発プルサーマル差止裁判の判決について、それを首都圏を含めて各地で受け止め、その影響を全国に及ぼしていくことができればと思います。

電力会社	発電所名	
北海道電力	泊発電所3号機	
東北電力	女川原子力発電所3号機	
東京電力	福島第一原子力発電所3号機 上記を含む原子力発電所の3~4基	実施中 → 2011.3.14 爆発
中部電力	浜岡原子力発電所4号機	
北陸電力	志賀原子力発電所1号機	
関西電力	高浜発電所3、4号機 大飯発電所1~2基	→ 再稼働申請中
中国電力	島根原子力発電所2号機	
四国電力	伊方発電所3号機	実施中 →
九州電力	玄海原子力発電所3号機	実施中 →
日本原子力発電	敦賀発電所2号機 東海第二発電所	
電源開発	大間原子力発電所 (建設中)	
11社	合計	16~18基

わが国のプルサーマル計画 (2010年10月現在)

# 命を守れない避難計画のもとでの再稼働は絶対に認められない!

## 法廷外の活動報告

永野 浩二

### ●知事は県民に真に"寄り添う"のか 山口祥義・新佐賀県知事へ面会要請

1月26日、原発に反対している佐賀県内6団体(原発を考える鳥栖の会、玄海原発対策住民会議、さよなら原発!佐賀連絡会、九州玄海訴訟原告団・弁護団、プルサーマルと佐賀県の100年を考える会、玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会)は、山口祥義・新佐賀県知事に対して「原発に危惧と不安を覚えている県民との対話の場を設けてください」とする要請書を連名で提出しました。

原発問題は県民の命に関わる県政の最重要課題です。にもかかわらず、古川前知事は玄海プルサーマル問題が浮上して以来、原発反対の県民とは一切会いませんでした。県民の声に真摯に耳を傾けようとせず、それどころか"やらせメール"事件まで引き起こして、県民の不信感は増幅するばかりでした。

古川氏が県政を放り投げた後に誕生した山口新知事が「知事が判断する上で寄り添うべきは県民だ」と発言されていることを踏まえての要請です。

2月5日の記者会見で、知事は「反原発団体と面会したい」と明言しました。面会が実現すれば、市民が声をあげ続けてきたことによる、ささやかな1つの前進です。「再稼働の方向」と言う知事に対して、私達は幻想を一切持っていませんが、私達的心情にも「寄り添って」もらうこと、反対の立場の科学者・専門家の意見もしっかり聞くこと、国策ありきでなく県民の命を守ることを第一にすること、県の原子力安全担当者が話し合いに真摯に応じることなどを求めています。

### ●「びっくりするほどスムーズな」訓練!? 避難訓練見学記

1月24日、佐賀県・福岡県・長崎県の原子力防災訓練が行われ、特別養護老人ホーム玄海園の避難訓練と、杵藤クリーンセンターでのスクリーニング訓練を見学してきました。実際に起きるであろうことを想定しない、甘い条件での訓練であり、それでさえも、数

多くの問題が浮き彫りになりました。

### 特養ホーム「玄海園」の避難訓練

#### 自衛隊は前夜から待機。緊急事態宣言前に避難完了…

玄海原発から約3キロの丘の上に立つ玄海園。駐車場には、原発から約65キロ離れた陸上自衛隊久留米駐屯地の車両が避難車両として前夜から待機していました。

玄海園は入所者100名、職員80人。この日は30キロ圏外の多久市の施設などに避難させるのは入所者18名と職員20名。他の方は「屋内退避」です。といっても、入所者を避難訓練に参加させるのは難しいということで、入所者役18人はすべて他施設の職員でした。

午前8時ちょうど、事故の第一報が入ると、施設長がただちに「避難準備」開始を指示。担当職員が屋内退避のために、換気扇のスイッチが切れているか、扉や窓が閉められているか、1つ1つの部屋を点検しに行きました。

施設長に確認の報告がされると、職員1人がマスクも防御服も身に着けないまま屋外へ行き、非常用発電機を作動。次に、放射性物質をフィルターで取り除いて建物上に張り巡らせたダクトで空気を循環させるフィルター・ユニットを作動させました。

正面玄関の自動ドア。テレビカメラが「屋内退避のために自動ドアは密閉されました」とセンサーに手をかざしても開かないドアをなめるように撮影していました。年上のカメラマンが、うまい動き方をしない若いレポーターに何度も撮り直しを命じていました。

8時40分、対策本部から「10条通報」。PAZ(5キロ圏内)の住民は「避難準備開始」ですが、要援護者は先行避難ということで避難指示が出ました。入所者役の方達が次々、玄関で待機中の車両へ。車イスの入所者役の方はバスのドアの前で立ちあがると、あとはすいすいの中に入っていました。

この間、先ほどの閉められた自動ドアは、開きっぱなしでした。放射性物質が中に入りますよ!テレビカメラがあんなに一生懸命撮影してたのに!

車に乗りこむのが意外とスムーズにいったようで、車両はすぐには出発せず、しばらく待機。予定時刻になっ



1月24日特養ホーム玄海園での原子力避難訓練。自衛隊員が入所者役の方を抱えて車へ。



車両スクリーニング訓練。手際よく測定するも…



て、避難先へと出発しました。

去年度は屋内退避訓練で、窓の目張りや物資調達の訓練もしていましたが、今年は、去年8月にできた非常用電源とフィルタユニットが動くかどうかの確認だけでした。車両の出発後、職員がスイッチのところで立ちすくんでいるので聞いてみると、止めたはずのスイッチのランプがついたままになっていたようです。理由は分からず。非常用電源は3日間しかもちません。屋内退避者の命がかかっています。この問題はちゃんと報告され、善処されるのでしょうか。

9時10分、原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出。この時、避難車両を送り出した玄海園では、すでにすべての訓練がスムーズに終わっていたのです。

全訓練が終わって、玄海町民の避難先で岸本英雄・玄海町長は嬉しそうにこう言いました。「訓練はみなさんの協力でびっくりするほどスムーズにいきました」。

以前、ある施設長から聞いた言葉を思いかえしました。「福島なみの事故が起きたら、実際には避難は難しいでしょうね…」

### 住民スクリーニング検査・除染訓練

#### 渋滞不安、高い基準値、車両除染なし…

伊万里市から鹿島市へ避難する住民のスクリーニング（放射能汚染検査）会場となる武雄市の杵藤クリーンセンター。訓練では伊万里市立花地区の住民179人がマイクロバス8台、自家用車13台の合計21台で、避難先の鹿島実業高校へ向かう途中に立ち寄ります。手順は、まず車両の簡易検査としてタイヤなど3か所を検査して、β線で1000cpm以下なら汚染なしと判断。車両も住民もそのまま通過させる。簡易検査で1000cpm以上になると、詳細検査で先の3か所に運転手の足元のマットを加えて入念に調べて、40000cpm以下なら汚染なしと判断、住民もそのまま通過させる。40000cpm以上なら、初めて「汚染あり」と判断される。その場合だけ、人のスクリーニング検査を行い、同じく40000cpm以上の値が検出されれば、携行品検査をして、除染する――。

車両検査で40000cpm（120ベクレル/cm<sup>2</sup>相当）というが、放射線管理区域からものを持ち出す際の基

準は4ベクレル/cm<sup>2</sup>。30倍という基準自体がそもそも大問題です。

最初の避難車両が到着。ただちに、技師らが3人1組で車両検査を始めます。練習をされていたのでしよう、手慣れた動作で検査を終え、「異常なし」ということで、車両を通過させました。2台目のバスは目安の「2分」よりもずっと早く1分30秒ほどで通過しました。しかし、その後続車両はあっという間に列をなしていました。実際の事故時には、ここをおそらく1万台とか数万人が立ち寄ることになるでしょう。

バス8台、自家用車13台のうち、それぞれ2台ずつ計4台が「詳細検査」で「汚染あり」と判断されました。しかし今回の訓練では「汚染処理」訓練をしないというのです。理由は「国の指針で、汚染車両の除染方法がまだ決まっていないので…」と。

人のスクリーニングは、4台に乗っていた39人が、頭、あご、手の甲、手のひら、足の裏、の順に検査していきました。検査技師が3チームで、手際よく進めていました。この日は、たった1人だけ、基準の40000cpmを超えるという設定でした。その方だけ、携行品検査をして、ジャンパーを脱ぎ捨て、ウェットティッシュで手足のふき取りによる除染を行いました。汚染廃棄物は事業者九州電力が処理することになっていますが、具体的な方法は決まっていません。この日も九電はそこにいませんでした。

今回、私達が見学できたのは全体の一部ですが、要援護者の避難とスクリーニングという大問題において、実際に起こりうる想定とはかけ離れた甘い条件であること、それでさえも問題が噴出していることが浮き彫りになりました。これではいざという時に放射能汚染がどんどん広がっていく可能性があります。訓練で明らかになった問題点を、住民や見学者等からのヒアリング等も踏まえ、すべて明らかにすべきです。

### ●佐賀・長崎・福岡3県の

#### 避難所118か所が危険区域に！

#### 玄海原発避難計画と再稼働に関する質問・要請

2月25日、山口・新佐賀県知事に対して「玄海原

## 12月20日以降の活動経過

### ■ 12月

- 20 裁判ニュース第15号発行
- 25 九州の“原発ゼロ”3周年街頭宣伝
- 28 慰労会

### ■ 2015年1月

- 13 政府交渉
- 16 MOX追加弁論、第11回全基差止後半、第14回2・3号機仮処分審問、第4回行政訴訟公判
- 17 判決勝利へ向けて！福岡集会
- 21 座談会・大分
- 24 原子力防災訓練見学
- 25 ストップ再稼働鹿児島集会参加

- 26 佐賀県知事面会要請行動（6団体共同）

### ■ 2月

- 5 判決リーフレット完成
- 9 座談会・佐賀・幼稚園
- 12 座談会・戦争と原発を許さない福岡市民の会
- 18 座談会・佐賀
- 19 座談会・糸島
- 25 避難計画について佐賀県知事質問・要請行動
- 26 座談会・福岡・陽だまりたんぼ

### ■ 3月

- 1 MOX判決前学習会



1月25日 ストップ再稼働鹿児島集会。鹿児島市街をみんなでデモ！川内も玄海も再稼働絶対反対！

発避難計画と再稼働に関する質問・要請」を行いました。避難施設が土砂災害等の危険区域にある問題、避難訓練時のスクリーニング訓練について、避難計画に関する新知事の基本的認識、再稼働地元同意問題の4項目を質問しました。(詳細はP.8の要請書と、裁判ニュース前号参照)

自然災害と福島原発事故の犠牲と教訓から、災害対策基本法が改正されました。法律改正の趣旨どおりに、避難所は安全区域に設置しなすなければなりません。

避難計画は問題だらけです。市民が問題点を具体的に追及し、机上の空論であることを明らかにしていくことが、再稼働を止める大きなチカラになります！現地調査や自治体要請行動を引き続き、ともに行っていきましょう。住民の命を守れない避難計画のもとでの玄海原発再稼働などありえません！

## ■そこに生きる者としての怒りをベースに ～石丸初美さんを迎えての学習会～

福岡市 井手一徳

私たち九電本店前「来んしゃい金曜！脱原発」行動は2011年3月11日の福島原発事故以降、官邸前で原発の廃炉を求めて、原発再稼働を許さない金曜行動や全国の様々な金曜行動と呼応しながら続けて来ました。毎週金曜日18～19時まで福岡市の九電本店前で声を挙げ続け、この2月20日で137回を数えました。毎月第1金曜日は、1時間の行動の後、19時から横断幕やノボリを掲げて天神繁華街まで天神ウォークを行い、通行人にアピールしています。

石丸初美さんを迎えての学習会は、これまで5回行って来ました。

石丸さんは佐賀弁で話されます。出身地が唐津の私には懐かしい言葉が続きます。と同時に「佐賀県出身者として、自分は原発に対して何をしてきたのか」と、思わず背筋を正さずにはられません。

石丸さんの行動の原点・出発点は、主婦として、そこに生きる者として、全ての原発、そして玄海3号機のプルサーマル発電を絶対に許さない！という強い思いです。そのために全原発の廃止・廃炉を求め、再稼働

働など絶対に許さないと日々行動されています。

石丸さんの発する一言々々の中に全身から怒りがほとばしっています。人として、人間として、生存を根底から破壊するプルサーマル発電、そして原発に対する怒りです。最初はわからなかった事も、相手との交渉や要請行動などを通して内容の本質を知り、それを自分の身体に植え付け血肉化されている。話の中で数値などもバンバン出てきます。生活が運動そのもので、全国を飛び回り、日々の調査や交渉の中で培われた確信が伝わってきます。

人に訴え、運動を広めるために「自分が直接相手と接して掴んだこと」「自分の目で確かめたこと」をベースにした話はとても説得力があります。

政府、電力会社の再稼働の動きに対しては、「とんでもない！3.11以降日本はいまだに原子力災害緊急事態発令中のままですよ！」「戦争で例えれば『国家緊急事態法』と同じです！皆さん、どう思いますか」の訴えはショックでした。

また、川内原発の避難計画では、現地の方達と一緒に、「5km圏内の施設は施設長が避難計画を立てなければならない」という理不尽さに対して、避難元や避難先に指定されている各学校・介護施設などを訪問して自治体に声をあげさせるための行動や方向性を作り出し、玄海でも同じように行動していくなど、そのやり方は衝撃的でした。

今私たちは、石丸さんから学んだ事一つひとつを肝に銘じて活かして動いています。

安倍政権は2013年～14年にかけて特定秘密保護法、集団的自衛権行使、沖縄の高江や辺野古新基地建設の強行など、戦後を変える超ド級の攻撃で反対運動の分散化、弱体化を図っています。

金曜行動も警察権力の弾圧との闘いです。細かな弾圧や監視など枚挙に暇がありませんが、2014年初め

2月12日 福岡での学習会(座談会)。裁判の焦点、玄海のイマの話、食べ物のこと、子育てのこと、本音で白熱！





にはネット右翼の挑発があり「暴処法」容疑での不当逮捕そして参加者全員の「共謀罪」を狙った弾圧事件も起こりました。この中で不当な家宅捜索や、警察権力の情報を元にして逮捕の様子がTVで報道されるなど、金曜行動つぶしもありましたが、福岡県警本部や中央署への抗議などで跳ね返し、2名は釈放されました。不当逮捕の翌週の金曜行動は日頃に倍する参加者があり、権力に屈しない抗議行動になりました。

2014年、石丸さんの学習会をきっかけに「戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会」が発足、避難計画に対しての対市交渉や、避難先に指定されている

地域の調査、ビラ撒きなども行い、みなで行動しています。

3月20日はよいよ玄海3号基MOX裁判の判決が出されます。

石丸団長をはじめ事務局や原告団の方、小山補佐人や原告証人の鋭い指摘や弁論、そして冠木弁護士をはじめとする弁護団などの強い支えもあり、昨年5月には福井の大飯判決という素晴らしい勝訴もありました。本当に負ける気がしません。

プルサーマル運転差止裁判も良い判決が出されることを念じ期待しています。

## ■ 〈判決を前に〉未知の作業の5年間 ～キーワードは「大人の責任」

事務局 江口美知子

裁判の会で発足当初から事務局をしています。

この活動のずーっと前は、自分の町に図書館を作ろうと5、6年図書館運動をしていました。それと並行して子どもがいたので子ども劇場の運営委員でもあり、子育てをみんなで考えたりしていました。この社会がどのように動いているかを勉強したくなり生協活動にも関わるようになり現在も裁判の活動と並行して役員をしています。また、2000年ごろ我がが息子が不登校になり、それ以来不登校の子どもを持つ親仲間、不登校の親の会、子どもの居場所を運営して15年になろうとしています。(何年も前に不登校を卒業した当の子どもからは、お母さんまだそんな事してるの、と良く言われますが)

こんなことを書きながら、だから忙しいよね～と自分で合点しているのですが、すべての活動は「子どもが生き生きと育つ環境を守りたい」もう一つ「大人の責任」というキーワードで私の中では繋がるのです。

2006年に古川前佐賀県知事が「プルサーマル安全宣言」を発表し、佐賀県の玄海原発でMOX燃料を使ったプルサーマルを始めると知りました。子ども劇場の先輩ママさんから集合がかり即集まったのは12、3人のお母さん仲間だったのでしょうか。遅まきながら講演会を開催したり、プルサーマル反対チラシに「反対」と自分の名前を公表してもらってチラシを作成し撒きました。A4のチラシでしたが、毎日毎日増える名前にポイントをどんどん小さくしていかなくては掲載できない位の意思表示が集まったのを覚えています。(その時に今の裁判の会代表の石丸さんとは知り合いました。)その後は古川知事の出来レースだったので、2009年12月には一気にプルサーマル運転が事実の事となってしまいました。

そのプルサーマルの3号機をそのまま稼働させておくことに、どうしてもあきらめきれなかった私たちは、2010年2月、裁判の会を仲間と発足し、それ以来私の事務局としての活動は5年になります。その間、MOX裁判の公判は14回、今年の3月20日には判決が出ることになりました。判決の瞬間が来る事はわ



12月25日クリスマス。九州の“原発ゼロ”3周年街頭宣伝子ども達に大自然をのこさねば！（真ん中が筆者）

かってはいましたが、裁判などという“おどろおどろしい(と思っていた)”未知の作業をどうにかやり過ごしながら来た身にとって、本当の事とは思えない気持ちです。

今まで毎回の公判、多くの原告、又支える会の方々もその都度佐賀地裁まで足を運んで下さり、裁判の行方をしかと確かめて下さっています。刑事裁判と違い民事裁判は書類のやり取りと次回の公判の日時を決める事だけのように感じるくらい、一種「これだけ～」とを感じる事が多いので、初めの頃は私たち事務局が原因ではないのですが、遠くから足を運んで下さる皆様に一種申し訳ないような気持ちを感じたりしました。しかし最近は原告、支える会の方々みんなが裁判に参加する事が裁判の力になる事を良く知っていて来て下さっているのが分かるようになりました。大きな力を頂いています。感謝です。

本当は高齢者の仲間入りしたこともあり、「ご隠居さん」や「晴耕雨読」という言葉に憧れていたのですが、もう少し頑張らないといけなとつくづく感じています。

3月20日は“勝訴”の幕を持ち、裁判所の前に立ちたいと願っています。

要請書・抗議文など

2015年2月25日

**玄海原発避難計画と再稼働に関する  
質問・要請**

**避難施設は安全区域にあるのが大原則**

命を守れない避難計画のもとでの再稼働は絶対に認められない  
佐賀県知事 山口祥義 様

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会  
代表 石丸初美  
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 共同世話人  
野中宏樹

国民の脱原発の願いを無視して、全国で原発再稼働が  
強行されようとしています。国・原子力規制委員会委員  
長自らが「安全を保証しない」と明言している原発です。  
玄海原発においても、ひとたび事故が起きれば、放射能  
は命を傷つけ、豊かな自然とふるさとを根こそぎ奪って  
しまうことになる、私達は不安を日ましに募らせてい  
ます。

事故時の避難計画は、最悪を想定しない机上の空論の  
もとでの県民への被ばく強要計画となっていることが、  
私達の調査と県とのやりとりの中で明らかになりました。  
土砂災害等の自然災害の危険区域に避難所や集合場所が  
多数あることも、新たに判明しました。県民の命を守る  
避難計画すらできていない中での再稼働は絶対に認めら  
れません。

ここに玄海原発事故時の避難計画と再稼働に関する質  
問・要請書を提出いたします。

**【質問事項】**

**(1)危険区域にある避難所について**

改正災害対策基本法が2014年4月に施行されたこと  
に伴い、原子力災害対策特別措置法においても「危険区  
域に避難施設(避難所と緊急避難場所)を設定してはなら  
ない」とされました。

玄海原発事故時に避難受入先となる佐賀県、長崎県、  
福岡県3県の39市町に「避難所が危険区域にあるか」を  
3県の市民団体共同でアンケートで尋ねたところ、12市  
町で118か所(全避難所757か所のうち16%)が危険区  
域にあることがわかりました。佐賀県内では受入先17市  
町中8市町で76か所(全避難所538か所のうち14%)  
が土砂災害等の危険区域でした。市町によって差があり  
ますが、唐津市の受入先である佐賀市では89か所中24  
か所(27%)、伊万里市の受入先である太良町では12か  
所中5か所(42%)にもなりました。

これでは改正災害対策基本法等の要件を満たさず、避  
難住民の安全を守ることはできません。

また、避難元である玄海町、唐津市、伊万里市の3市  
町の一時集合場所についても調べたところ、唐津市では  
174か所ある集合場所のうち66か所が危険区域にありま  
した(38%)。

玄海町からは、危険区域に集合場所は「ない」と回答い  
ただきましたが、「玄海町防災マップ」を見ると「急傾斜  
地崩壊危険箇所」にある集合場所が多数見受けられまし  
た。県から「危険区域指定されていない」から「ない」

とのことでした。

12月26日付の知事職務代行者からの回答文書(前回回  
答)で「法令に即している」と回答いただきましたが、内  
閣府原子力防災担当者は「避難施設は災害対策基本法に  
基づいて危険区域外から指定される。そのあつから、原  
子力災害ではUPZ圏外から選ぶということになっている」  
(昨年10月24日の市民団体の政府交渉にて)と明言され  
ています。法律改正の趣旨にのつとれば、安全確保のた  
めに今のような状態を見直すべきではないでしょうか。

この件に関して、伊万里市総務部長は12月市議会で「避  
難する側にとっては心情的な不安もあると思うので、避難  
先との協議の議題に上げ、避難所の安全を確認したい」と  
答弁しました。唐津市総務部長は「避難所は安全な区域に  
あるのが大原則。そういう場所があれば、県と協議しなが  
ら見直しに努めなければならない」と答弁をしました。

- ①私達の調査結果について、法律の解釈はおいたとしても、「危険区域に避難所や一時集合場所がある」という事実を県としては認められますか。住民に知らせていますか。
- ②自治体から「協議、見直しに努めたい」との声があがっていますが、県として具体的にどう対処、見直しをされますか。

**(2)スクリーニング訓練について(略)**

**(3)避難計画全体にかかわる認識について**

佐賀県の避難計画は、福島原発事故で起きた現実を無  
視・軽視し、防災の基本である「最悪を想定すること」  
を怠り、実効性ある計画とはとても言えないものだと、  
私達はこれまで指摘してきました。古川前知事は、県民  
の命を守ることが第一の使命であるということをお忘れ、  
責任を放棄しているようかのようでした。避難計画全体  
にかかわる認識について、以下、質問します。(項目のみ)

- ①避難計画の抜本的な見直しの必要性
- ②UPZの避難目安を実測値で毎時500マイクロシーベルト( $\mu$  Sv/h)としているのは高すぎる。
- ③前知事が「飯館村では避難するまでに一定の時間的余裕があった」と表明していたことを撤回するか。
- ④前知事が「自主避難はスムーズな避難の阻害になる」と表明していた問題。
- ⑤30キロ圏外の避難計画の必要性

**(4)再稼働に対する地元同意について**

再稼働には、原発事故によって影響を受けうるすべての  
住民の同意が必要です。少なくとも、避難計画の作成が  
義務づけられているUPZ30キロ圏内の自治体の同意が必要  
です。(中略)  
「佐賀のことは佐賀で決める」で言われて知事選を制した  
貴職に、あらためてお尋ねします。(項目のみ)

- ①地元同意を広げるよう、国や九電にはたらきかけること。
- ②「地元同意」に至る過程で、公聴会や公開説明会等の開催。



③再稼働推進だけでなく、反対・慎重な立場の学者・専門家や市民の意見を聞くこと。

【要請事項】

- (1)すべての避難所、避難集合場所について、安全な区域に設定してください。
- (2)避難訓練で明らかになった問題点を、住民や見学者等からのヒアリング等も踏まえ、すべて明らかにしてください。
- (3)再稼働へ向けた手続き等の前に、県民すべてが被ばくを避けられる避難計画を作成してください。
- (4)少なくとも、UPZ 圏内の自治体の同意なしに再稼働は認められないことを表明してください。
- (5)佐賀県民 84 万人の命を預かる知事として、県民の命に責任を持ち、県民の命を守れない避難計画のもとでは、玄海原発の再稼働を絶対に認めないでください。

県内76カ所 災害危険区域に

「原発避難所見直しを」

市民団体が県に要請



危険区域内にある避難所の見直しなどを県に要請する市民団体のメンバー＝佐賀県庁

玄海原発（東松浦郡玄海町）の重大事故時の住民避難所について、反原発の市民団体が佐賀、長崎、福岡3県の757カ所を調べ、16%の118カ所が土砂災害や津波などの危険区域内に該当するという結果をまとめた。市民団体は25日、佐賀県に「危険区域外に設置を見直す」よう要請した。

玄海原発プルサーマルと全基をみよなで止める裁判の会など佐賀、長崎、福岡の3団体が、昨年11、12月に避難住民の受け入れ先となっていた3県39市町でアンケートした。12市町で危険区域内に設置されていた。佐賀県内では、17市町の全538カ所のうち、8市町の76カ所（14%）だった。

2015年2月26日佐賀新聞

危険区域問題での知事要請。新聞、テレビ各社がしっかりと伝えてくれました。市民のチカラで、マスコミも、政治も動そう！



唐津市民の避難所となる佐賀市内の公民館。看板には「地震時」「津波時」「高潮時」には「×(ハッテン)」が大きい。



1月26日知事面会要請。県民を遠ざけ続けた前知事と違った対応を見せるか、山口・新佐賀原知事。命の問題だから私達はひきさがれません！

原子力災害における避難計画

1人2㎡で算出した「1393人可能」の施設に1368人が避難。ぎゅうぎゅう詰め！

平成25年4月1日現在

地域	No.	地区名	人口	男	女	世帯	人口(20km圏)	人口(30km圏)	集合場所	避難経路	避難番号	避難場所名	収容可能人員
唐津地区⑭	1	八幡町	1,368	631	737	572	1,368	1,368	佐志中学校	唐津-唐津23-唐津24-唐津48	62,64	佐賀市 佐賀市立藤原公民館、佐賀市立藤原南小学校	1,393
	2	桜町	265	120	145	120	265	265	大橋ふれあいセンター	唐津23-唐津24-唐津25	100	佐賀市立西川副公民館	286
	3	橋本町	384	173	211	188	384	384	人権ふれあいセンター	唐津23-唐津24-唐津25	93(192)	佐賀市立大沢小学校、佐賀市立大沢南小学校	423
	4	佐志南	1,085	530	555	412	1,085	1,085	佐志中学校	唐津23-唐津24-唐津25	83(181)	佐賀市立昭栄中学校	1,111
	5	佐志中里	103	52	51	36	103	103	佐志中学校	唐津23-唐津24-唐津25	39	佐賀市立西与賀小学校	104
	6	佐志中通	468	225	243	189	468	468	佐志中学校	唐津23-唐津24-唐津25	25	佐賀市立昭栄中学校	495
	7	佐志浜町	297	133	164	112	297	297	佐志中学校	唐津23-唐津24-唐津25	101	佐賀市立中川副公民館	327
	8	唐房1丁目	187	97	90	87	187	187	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	39	佐賀市立西与賀小学校	204
	9	唐房2丁目	103	43	60	41	103	103	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	40	佐賀市立西与賀公民館	116
	10	唐房3丁目	143	69	74	50	143	143	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	37	佐賀市立嘉瀬公民館	214
	11	唐房4丁目	125	59	66	40	125	125	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	61	佐賀市立諸富中学校	127
	12	唐房5丁目	97	47	50	47	97	97	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	61	佐賀市立諸富中学校	104
	13	唐房6丁目	682	320	362	256	682	682	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	90,92	佐賀市立南川副小学校、佐賀市立中川小学校	705
	14	唐房7丁目	79	35	44	38	79	79	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	40	佐賀市立西与賀公民館	98
	15	浦	1,047	496	551	396	1,047	1,047	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	97,98,99	佐賀市立大沢小学校、佐賀市立大沢南小学校、佐賀市立大沢公民館	1,109
	16	鳩川	114	54	60	32	114	114	佐志小学校	唐津23-唐津24-唐津25	102	佐賀市立大沢公民館	120
	17	枝去木	547	266	281	192	547	547	枝去木公民センター	唐津23-唐津24-唐津25	57,59	佐賀市立大沢公民館、佐賀市立大沢南小学校	565
		小計	7,094	3,341	3,753	2,826	7,094	7,094					7,501
唐津地区⑮	1	大後					302	302			54		181
	2	梨					308	308			52		806
	小						164	164					805
唐津地区⑯	1	相賀	764	320	444	316	764	764			68	県立相賀小学校	1,143
	2	湊町浜	924	428	496	390	924	924			67	佐賀市立湊町小学校	1,108
	3	湊町岡	1,027	485	542	397	1,027	1,027			81	佐賀市立湊町小学校	384
	4	屋形									67	佐賀市立湊町小学校	245
	5	横											54
	6	中											3,739
		小計											

唐津市原子力災害における避難計画 別紙3-2(全14ページ) 唐津地区⑭ 全域が玄海原発30キロ圏内の唐津市。市民13万のうち佐志地域7094人の避難計画を紹介します。自分がどこの町のどういう場所にどう避難するか知っているでしょうか？



お知らせ

あなたのチカラが必要です！

判決報告集会 in 福岡

ご参加ください！

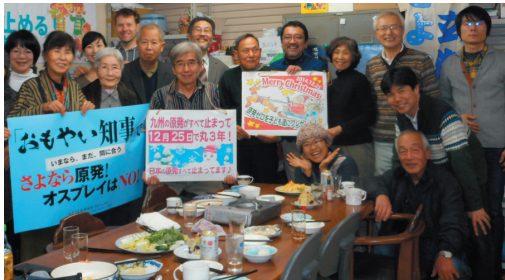
2015年3月25日(水) 18:30～

【場所】福岡市中央市民センター (福岡市中央区赤坂 2-5-8 地下鉄赤坂駅 2 番出口)

※判決後ただちに、九電、佐賀県、玄海町への要請行動、政府交渉なども想定しています。こちらもぜひご参加ください。

応援メッセージをお願いします

判決勝利へ向けて、応援メッセージを募集しています。メールやフェイスブックでお寄せください。



みなさんの応援が元気のもとです！

MOX 裁判以外の公判のお知らせ

傍聴をお願いします！ 2015年5月15日(金)

- 10:30 第5回玄海行政訴訟公判
14:00 第12回玄海全基運転停止公判
14:30 第16回2・3号機仮処分審尋
15:30 記者会見(佐賀市民活動プラザ 4F 大会議室)

※場所はいずれも佐賀地方裁判所です。
※時間は予定です。

Table with 2 columns: 会員数 (2015.2.27 現在) and 人数. Rows include 原告(被告・九電=MOX、仮処分、全基) 399名, 原告(被告・国=行政訴訟) 384名, 支える会・サポート会員 850名.

【編集後記】 15時過ぎ、そろそろかなと思っていると、ガラッとドアが開く。「こんにちは！」と元気よく、ランドセルの女の子たち。「お帰り」「今日はいつものおばちゃん、おらんと?」「今日は楽しかったと?」「うーん。壁にかかった時計を見て「あ、もうこんな時間。バイバイ~」「気を付けて帰らんね。長崎街道の旧道沿いにある事務所での日常風景。外にはくくらながさき」という道標も立っている。子どもも大人ももっとたくさんの方が立ち寄ってくれますように!まずは花も植えて、もっと素敵な空間にしよう。(永野浩二) ■去年の8月より、地元中学校へ放課後に補充学習の講師として週に1回通っていました。全校生徒50人にも満たない田舎の中学校。ほとんどが赤ちゃんの頃からの顔見知りだったけれど、直にふれあうと「ちっちゃかったあの子がもう中学生!?!」とびっくりするやら、自分が歳とったとがっかりするやら。素朴で素直な子どもたち、「おばちゃん先生」にも親しくしてくれて、任期の最後の日にはサプライズの寄せ書きが。真ん中の私の似顔絵はくしゃっと笑っていました。ありがとうございます!これからもお互いに元気で頑張ろうね!(大江登美子)

座談会しませんか?

裁判のこと、命のこと。少人数でぶっちゃけ本音トークをしませんか。1人からでもグループでも、どこへでも行きますので連絡ください!

リーフレットを広めてください!

「判決リーフレット」(A5版4ページ)をイベントやお店、友人や街角で広めてください。必要な枚数を連絡ください。判決の焦点や意義をより理解するために、訴状や準備書面等もぜひお読みください!HPからダウンロードするか、郵送いたします。

「判決リーフレット」3ページより
焦点3 九電は情報を公開し、安全性を立証すべき!
九州電力
黒塗り...
これが安全の証拠です!
シャーン!

★ボランティア募集!
★カラー機関紙『そいぎ』、『裁判ニュース』
1部100円です。広めてください!

最新情報を下にアップしています。ご覧ください。
ホームページ http://saga-genkai.jimdo.com/
フェイスブック http://www.facebook.com/genkai.genpatsu

会員募集中!
原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。サポート会員は一口1,000円より。
振込先:郵便振替口座01790-3-136810
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

裁判は長期戦覚悟!
カンパもお願いします!